

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年4月30日
【届出者の名称】	ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社
【届出者の所在地】	東京都千代田区丸の内三丁目8番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内三丁目8番1号
【電話番号】	(03)6895 - 1650(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 財務経理本部長 坂井 一也
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社 (東京都千代田区丸の内三丁目8番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注2) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注3) 本書中の「府令」とは、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注5) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注6) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

(注7) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

## 第1 【公開買付要項】

### 1 【買付け等をする上場株券等の種類】

普通株式

### 2 【買付け等の目的】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと認識し、将来の企業価値向上と競争力を極大化すること、また経営体質強化のための内部留保を勘案しつつ、業績に見合った利益還元を行うことを基本方針としております。当該方針に基づき、当社は、平成26年12月期において1株当たり3円の配当を実施するとともに、その後も引き続き、自己株式の取得も選択肢に含め、株主の皆様への利益還元策を検討してまいりました。また、当社は、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第165条第2項又は同法第459条第1項第1号の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

かかる状況の下、平成27年4月上旬より、当社は、当社の親会社であるソフトバンク株式会社(本書提出日現在、当社普通株式387,440,000株(保有割合(本書提出日現在の当社の発行済株式総数1,152,010,000株に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しています。以下保有割合の計算において同じです。):33.63%)を保有しています。以下「ソフトバンク」といいます。)との間で、当社の経営の自由度を高め、よりスピーディな意思決定と実行を行う体制を整え、企業価値の一層の向上を図る目的で、ソフトバンクの保有する当社普通株式を当社が取得すべく協議を行ってまいりました。

上記協議の中で、当社はソフトバンクに対して、その保有する当社普通株式の一部につき、当社への売却を打診したところ、ソフトバンクより、当社に対する保有比率の引下げについて、検討の可能性のある旨の連絡を受けました。これを受け、当社は、ソフトバンクが保有する当社普通株式の一部を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

自己株式の具体的な取得方法につきましては、十分に検討を重ねた結果、株主間の平等性、透明性の観点から公開買付けの手法が最も適切であると判断いたしました。また、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)の決定については、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を参考にすべきであると考えました。その上で、当社は、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可及的に抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断しました。

そこで当社は、上記の検討を踏まえ、平成27年4月中旬に、ソフトバンクに対して、当社が本公開買付けの実施の意向を有していることを伝え、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)JASDAQ(スタンダード)市場(以下「JASDAQ」といいます。)における一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値に対してディスカウントを行った価格での公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

上記の検討及びソフトバンクとの間の協議の状況を踏まえ、当社は、平成27年4月27日、ソフトバンクに対し、425円を本公開買付価格とすることを提案したところ、同社より、上記条件にて当社が本公開買付けを実施した場合、その保有する当社普通株式の一部である188,235,200株(保有割合:16.34%)(以下「本応募株式」といいます。)を本公開買付けに応募する意向がある旨の回答を得ました。

なお、当社は、本公開買付価格の最終的な決定に際し、価格決定における公正性を担保するため、当社及びソフトバンクから独立した第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(以下「ブルータス」といいます。)に当社普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成27年4月27日付で当社普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)を取得し、本株式価値算定書に記載された算定結果(詳細は、後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数」の「(2) 買付け等の価格等」の「算定の基礎」をご参照ください。)も併せて参考にすることとしました。

当社は、上記の検討及び協議の過程を経て、平成27年4月28日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、本公開買付け価格は本公開買付けの実施を決定する取締役会決議日の前営業日(平成27年4月27日)のJASDAQにおける当社普通株式の終値である455円に対して6.59%のディスカウントを行った価格である425円(円未満四捨五入)とすることを決議いたしました。加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、当社の財務の健全性を考慮した上で、ソフトバンク以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点から、195,294,000株(保有割合：16.95%)を上限といたしました。当社としては、当社普通株式195,294,000株を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益(EPS)の向上や自己資本当期純利益率(ROE)などの資本効率の向上に寄与し、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様に対する利益還元につながるかと判断いたしました。

なお、平成27年4月28日に開催の当社取締役会においては、孫泰蔵及び大庭則一を除く全ての取締役が出席し、その全員一致で、当社が本公開買付けを実施することを決議するとともに、当該取締役会に出席し、本公開買付けに関して利害関係を有しない監査役は、いずれも、本公開買付けに関する議案の承認について異議がない旨の意見を述べております。なお、本公開買付けに関して、当社の代表取締役会長である孫泰蔵は、後述の合同会社ハーティス(以下「ハーティス」といいます。)の業務執行社員である有限会社Belleisleの職務執行者を務めていることに鑑み、また、取締役大庭則一は、ソフトバンクの財務部部長補佐兼財務管理グループ長を兼務していることに鑑み、いずれも利益相反の疑義を回避する観点から、本公開買付けに関する議案の審議及び決議には一切参加しておらず、かつ、当社の立場においてソフトバンクとの協議・交渉にも一切参加しておりません。

本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定ですが、平成27年3月31日現在における当社連結ベースの手元流動性(現金及び預金)は約1,287億円であり、買付資金を充当した後も、当社の手元流動性は十分に確保でき、さらに事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されると見込まれるため、当社の事業運営や財務の健全性及び安定性は今後も維持できるものと考えております。

当社は、ソフトバンクとの間で、平成27年4月28日付で、本公開買付けにソフトバンクが保有する当社普通株式387,440,000株(保有割合：33.63%)の一部である本応募株式(188,235,200株(保有割合：16.34%))を応募する旨の公開買付応募契約を締結しており、かかる応募の前提条件は存在しません。

なお、当社が、本公開買付けにより本応募株式の全部の買付け等を行った場合、本公開買付け後においてソフトバンクが保有することとなる当社普通株式の数は、ソフトバンクモバイル株式会社(以下「ソフトバンクモバイル」といいます。(注1))が本書提出日現在保有する当社普通株式の数との合計で272,604,800株(保有割合：23.66%)、議決権の数は合計で2,726,048個(本公開買付けの決済完了直後における当社の総株主の議決権数である9,523,946個(注2)に対する割合：28.62%)となる予定です。

(注1) 本書提出日現在、ソフトバンクの連結子会社であるソフトバンクモバイルは、当社普通株式を73,400,000株(保有割合：6.37%)保有しております。また、ハーティスは、当社普通株式を223,080,000株(保有割合：19.36%)保有しておりますが、平成27年1月13日にハーティスが提出した大量保有報告書の変更報告書No.9によれば、ハーティスは、平成25年4月1日付で、ソフトバンクの代表取締役社長である孫正義氏との間で質権実行の猶予に係る議決権の行使に関する覚書(以下「本覚書」といいます。)を締結しているとのことです。本覚書においては、ハーティスの保有する当社普通株式の全部に、孫正義氏の資産管理会社である有限会社孫ホールディングス(以下「孫ホールディングス」といいます。)を質権者とする質権が設定されていることに鑑み、孫ホールディングスによる当該質権の実行の猶予を受けるため、ハーティスが、当社の株主総会において、孫正義氏の指図するところに従って、ハーティスの保有する当社普通株式のうち213,080,000株(保有比率：18.50%)に係る議決権を行使することが合意されているとのことです(以下「本議決権行使合意」といいます。)。なお、ソフトバンク、ソフトバンクモバイル及び(孫正義氏が議決権行使について指図権を有する)ハーティスが保有する当社の議決権の数の合計は、6,739,200個(平成27年3月23日提出の第18期有価証券報告書に記載の平成26年12月31日現在の当社の総株主の議決権数11,476,886個に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しています。以下議決権割合の計算において同じです。):58.72%)です。

(注2) 平成27年3月23日提出の第18期有価証券報告書に記載の平成26年12月31日現在の当社の総株主の議決権数11,476,886個から、本公開買付けにおける買付予定数(195,294,000株)に係る議決権1,952,940個を控除した数です。

また、ハーティス及び孫ホールディングスは、平成27年5月末日までにハーティスの保有する当社普通株式のうち100,000,000株について上記質権を解除することを概ね合意しており、当該合意が履践された場合には、当該100,000,000株の限度で本議決権行使合意が終了することになるとのことです。これを踏まえると、ソフトバンクは、本公開買付けの結果、当社の親会社に該当しないこととなり、新たに当社のその他の関係会社に該当することとなる見込みです。ソフトバンクが当社の親会社に該当しないこととなり、新たに当社のその他の関係会社に該当することとなることが判明した場合には、速やかに開示をする予定です。

当社は、ソフトバンク及びソフトバンクモバイルより、本公開買付け後も同社らが保有することとなる当社普通株式(当社が本公開買付けにより本応募株式の全部の買付け等を行った場合には272,604,800株(保有割合:23.66%))は、本書提出日現在において、継続的に保有する方針であるとの説明を受けております。

本公開買付けにより取得した自己株式の処分については、現時点では詳細が未定ですが、資本効率の向上及び株主還元を明確化するため、取得後速やかにその半数を消却する方針について取締役会で決議しております。

### 3 【株主総会又は取締役会の決議等の内容等】

#### (1) 【発行済株式の総数】

1,152,010,000株(平成27年4月30日現在)

#### (2) 【株主総会における決議内容】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)

#### (3) 【取締役会における決議内容】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)
普通株式	195,294,100	82,999,992,500

(注) 取得する株式の総数の発行済株式の総数に占める割合は、16.95%であります(小数点以下第三位を四捨五入)。

#### (4) 【その他( )】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)

#### (5) 【上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)

## 4 【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】

## (1) 【買付け等の期間】

買付け等の期間	平成27年4月30日(木曜日)から平成27年6月1日(月曜日)まで(20営業日)
公告日	平成27年4月30日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )

## (2) 【買付け等の価格等】

上場株券等の種類	買付け等の価格
普通株式	1株につき金425円

## 算定の基礎

本公開買付価格の決定については、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を参考にすべきであると考えました。当社普通株式の市場価格としては、適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動も考慮するのが望ましいこと等を勘案し、JASDAQにおける、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成27年4月28日の前営業日(同年4月27日)の当社普通株式の終値455円、同年4月27日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値453円(小数点以下を四捨五入。以下終値の単純平均値の計算において同じです。)、及び同年4月27日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値427円を参考にいたしました。

また、当社は、本公開買付価格の決定に際し、価格決定における公正性を担保するため、当社及びソフトバンクから独立した第三者算定機関であるブルータスに当社普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成27年4月27日付で本株式価値算定書を取得し、本株式価値算定書に記載された算定結果も併せて参考にすることとしました。

ブルータスは、本株式価値算定書において、市場株価法及び類似会社比較法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行っておりますが、類似会社比較法については、スマートフォンゲーム業界に属する企業の株価は現時点において見込まれるヒット作品の業績に依存して株価形成されている側面があることから、参考情報に留めるものとし、評価手法として市場株価法を採用したことが付記されております。

上記各手法において算定された当社普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

採用手法	当社の1株当たりの株式価値の算定レンジ
市場株価法	427円～455円
類似会社比較法(参考)	627円～680円

まず、市場株価法では、算定基準日を平成27年4月27日として、JASDAQにおける当社普通株式の基準日終値(455円)、同年4月27日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値(453円)及び同年4月27日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値(427円)を採用し、当社普通株式1株当たりの価値の範囲を427円から455円までと分析しています。

類似会社比較法では、当社と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を分析し、当社普通株式1株当たりの価値の範囲を627円から680円までと分析しています。なお、スマートフォンゲーム業界に属する企業の株価は現時点において見込まれるヒット作品の業績に依存して株価形成されている側面があることから、本株式価値算定書においては参考情報に留めるものと付記されております。

また、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。))については、当社が属するスマートフォンゲーム業界は、その成長率が今後どのように推移するかについては、不確定な要素に依存する部分が大きく、加えて、当社を含むアプリケーションプロバイダーの業績は、発表される作品のヒット状況により大きく左右されるため、将来の業績に関する適正かつ合理的な見通しが難しいことから、DCF法に依拠することは適当ではないと判断されたとのことです。

	<p>その上で、当社は、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、ブルータスにより算定された当社普通株式1株当たりの価値の範囲内又はそれを下回る価格であり、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断しました。</p> <p>かかる状況及びソフトバンクとの間の協議の状況を踏まえ、当社は、平成27年4月27日、ソフトバンクに対し、425円を本公開買付価格とすることを提案したところ、同社より、上記条件にて当社が本公開買付けを実施した場合、その保有する当社普通株式の一部である本応募株式(188,235,200株(保有割合:16.34%))を本公開買付けに応募する意向がある旨の回答を得ました。</p> <p>当社は、上記の検討及び協議の過程を経て、平成27年4月28日開催の取締役会において、本公開買付価格は本公開買付けの実施を決定する取締役会決議日の前営業日(平成27年4月27日)のJASDAQにおける当社普通株式の終値である455円に対して6.59%のディスカウントを行った価格である425円(円未満四捨五入)とすることを決議いたしました。なお、当社は、ブルータスから本公開買付価格が一定の条件の下に当社にとって財務的見地から妥当である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しております。上述のフェアネス・オピニオンは、当社取締役会が本公開買付価格を検討するに当たり、参考資料として使用する目的のみのために作成されました。ブルータスは、当社又はその取締役会に対し特定の買付価格について推奨しておらず、また特定の買付価格が唯一の適切な買付価格であることについても意見を表明しておりません。</p> <p>本公開買付価格である425円は、本公開買付けの実施を決定した取締役会の開催日である平成27年4月28日の前営業日(平成27年4月27日)のJASDAQにおける当社普通株式の終値である455円に対して6.59%(小数点以下第三位を四捨五入。以下ディスカウント率の計算において同じです。)、同年4月27日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値453円から6.18%、同年4月27日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値427円から0.47%を、それぞれディスカウントした金額となります。</p> <p>また、本公開買付価格である425円は、本書提出日の前営業日(平成27年4月28日)のJASDAQにおける当社普通株式の終値である451円に対して5.76%をディスカウントした金額となります。</p>
算定の経緯	<p>当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと認識し、将来の企業価値向上と競争力を極大化すること、また経営体質強化のための内部留保を勘案しつつ、業績に見合った利益還元を行うことを基本方針としております。当該方針に基づき、当社は、平成26年12月期において1株当たり3円の配当を実施するとともに、その後も引き続き、自己株式の取得も選択肢に含め、株主の皆様への利益還元策を検討してまいりました。また、当社は、会社法第165条第2項又は同法第459条第1項第1号の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。</p> <p>かかる状況の下、平成27年4月上旬より、当社は、当社の親会社であるソフトバンク(本書提出日現在、当社普通株式387,440,000株(保有割合:33.63%))を保有しています。)との間で、当社の経営の自由度を高め、よりスピーディな意思決定と実行を行う体制を整え、企業価値の一層の向上を図る目的で、ソフトバンクの保有する当社普通株式を当社が取得すべく協議を行ってまいりました。</p>

	<p>上記協議の中で、当社はソフトバンクに対して、その保有する当社普通株式の一部につき、当社への売却を打診したところ、ソフトバンクより、当社に対する保有比率の引下げについて、検討の可能性がある旨の連絡を受けました。これを受け、当社は、ソフトバンクが保有する当社普通株式の一部を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。</p> <p>自己株式の具体的な取得方法につきましては、十分に検討を重ねた結果、株主間の平等性、透明性の観点から公開買付けの手法が最も適切であると判断いたしました。また、本公開買付け価格の決定については、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を参考にすべきであると考えました。その上で、当社は、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様を尊重する観点から、資産の社外流出を可及的に抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けことが望ましいと判断しました。</p> <p>そこで当社は、上記の検討を踏まえ、平成27年4月中旬に、ソフトバンクに対して、当社が本公開買付けの実施の意向を有していることを伝え、JASDAQにおける一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値に対してディスカウントを行った価格での公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。</p> <p>上記の検討及びソフトバンクとの間の協議の状況を踏まえ、当社は、平成27年4月27日、ソフトバンクに対し、425円を本公開買付け価格とすることを提案したところ、同社より、上記条件にて当社が本公開買付けを実施した場合、その保有する当社普通株式の一部である本応募株式(188,235,200株(保有割合:16.34%))を本公開買付けに応募する意向がある旨の回答を得ました。</p> <p>なお、当社は、本公開買付け価格の最終的な決定に際し、価格決定における公正性を担保するため、当社及びソフトバンクから独立した第三者算定機関であるブルーナスに当社普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成27年4月27日付で当社普通株式の株式価値の算定結果に関する本株式価値算定書を取得し、本株式価値算定書に記載された算定結果(詳細は、前記「算定の基礎」をご参照ください。)も併せて参考にすることとしました。</p> <p>当社は、上記の検討及び協議の過程を経て、平成27年4月28日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、本公開買付け価格は本公開買付けの実施を決定する取締役会決議日の前営業日(平成27年4月27日)のJASDAQにおける当社普通株式の終値である455円に対して6.59%のディスカウントを行った価格である425円(円未満四捨五入)とすることを決議いたしました。</p>
--	--

### (3) 【買付予定の上場株券等の数】

上場株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	195,294,000(株)	(株)	195,294,000(株)
合計	195,294,000(株)	(株)	195,294,000(株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数(195,294,000株)を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数(195,294,000株)を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続きに従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付け期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

## 5 【上場株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

## 6 【応募及び契約の解除の方法】

### (1) 【応募の方法】

公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

本公開買付けに応募する際には、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください。

本公開買付けに係る応募の受け付けにあたっては、本公開買付けに応募する株主(以下「応募株主等」といいます。)が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株券等を当該証券取引口座に記録管理している必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受け付けは行われません。また、本公開買付けにおいては、当社指定の特別口座の口座管理機関である東京証券代行株式会社に設定された特別口座に記録されている株券等をもって本公開買付けに応募することはできません。応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は特別口座の口座管理機関に設定された特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了していただく必要があります。(注1)

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。

公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類(注2)が必要になります。なお、既に口座を有している場合であっても、登録情報に変更がある場合などは、新たに本人確認書類が必要な場合がありますのでご注意ください。

上記 の応募株券等の振替手続及び上記 の口座の新規開設には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは、次のとおりです( )。

#### (イ)個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者である株式発行人の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうち交付の基となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額(以下「みなし配当の金額」といいます。)は配当所得に係る収入金額となります。また、交付を受ける金銭の額からみなし配当の金額を除いた部分の金額は株式の譲渡所得等に係る収入金額とみなされます。

なお、みなし配当の金額が生じない場合は、交付を受ける金銭の額の全てが株式の譲渡所得等に係る収入金額となります。

みなし配当の金額に対しては、原則として、その金額の20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)に基づく復興特別所得税(以下「復興特別所得税」といいます。):15.315%、住民税:5%)に相当する金額が源泉徴収されます(非居住者については、住民税は徴収されません。)。ただし、個人株主が租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合は、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)を乗じた金額が源泉徴収されます。また、株式の譲渡所得等に係る収入金額から当該株式に係る取得費等を控除した金額は、原則として、申告分離課税の対象となります(国内に恒久的施設を有しない非居住者については、原則として、課税の対象となりません。)。なお、租税特別措置法第37条の14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等がみずほ証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座がみずほ証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

#### (ロ)法人株主の場合

みなし配当の金額については、配当等の額となり、原則として、その金額に15.315%(所得税及び復興特別所得税)を乗じた金額が源泉徴収されます。また、交付を受ける金銭の額のうち、みなし配当の金額以外の金額は、有価証券の譲渡に係る対価の額となります。



(ハ)外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、当該みなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることができる株主で、かつ、それを希望する株主は、公開買付期間の末日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書をご提出ください。

( ) 税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されま

す。

(注1) 当社指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続について

当社指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続を公開買付代理人経由又は特別口座の口座管理機関にて行う場合は、特別口座の口座管理機関に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「口座振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は特別口座の口座管理機関にお問合せくださいようお願い申し上げます。

(注2) 本人確認書類について

公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の本人確認書類が必要となります。本人確認書類等の詳細については、公開買付代理人へお問合せください。

個人・・・住民票の写し(6ヶ月以内に作成されたもの)、健康保険証、運転免許証等(氏名、住所、生年月日全てを確認できるもの)。

法人・・・登記事項証明書(6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容を確認できるもの)。

法人自体の本人確認に加え、取引担当者(当該法人の代表者が取引する場合はその代表者)個人の本人確認が必要となります。

外国人株主・・・日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の上記本人確認書類に準じるもの等(本人確認書類は、自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるもの(1)、法人の場合は、名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容の記載のあるもの(2)が必要です。また、当該本人確認書類は、自然人及び法人ともに6ヶ月以内に作成されたもの、又は有効期間若しくは期限のある書類は有効なものに限ります。)及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書の写し(3)が必要となります。

(1) 外国に居住される日本国籍を有する株主の方は、原則としてパスポートの提出をお願いいたします。

(2) 法人の場合、当該法人の事業内容の確認が必要であるため、本人確認書類に事業内容の記載がない場合は、別途事業内容の確認できる書類(居住者の本人確認書類に準じる書類又は外国の法令の規定により当該法人が作成されることとされている書類で事業内容の記載があるもの)の提出が必要です。

(3) 当該外国人株主の氏名又は名称、国外の住所地の記載のあるものに限り、常任代理人による証明年月日、常任代理人の名称、住所、代表者又は署名者の氏名及び役職が記載され、公開買付代理人の証券取引口座に係る届出印により原本証明が付されたもの。

## (2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号  
(その他みずほ証券株式会社全国各支店)

## (3) 【上場株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに後記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

## (4) 【上場株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

## 7 【買付け等に要する資金】

## (1) 【買付け等に要する資金】

買付代金(円)(a)	82,999,950,000
買付手数料(b)	30,000,000
その他(c)	2,500,000
合計(a) + (b) + (c)	83,032,450,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(195,294,000株)に1株当たりの買付価格(425円)を乗じた金額を記載しています。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了時まで未定です。

(注5) 上記金額には、消費税及び地方消費税は含んでいません。

## (2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

	預金の種類	金額(円)
届出日の前日現在の預金等	定期預金	105,000,000,000
	計	105,000,000,000

## 8 【決済の方法】

### (1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

### (2) 【決済の開始日】

平成27年6月24日(水曜日)

### (3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。

買付け等は、現金にて行い、買付代金からみなし配当に係る源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(注) 公開買付けにより買い付けられた株式に対する課税関係については、前記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(1)応募の方法」の公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いをご参照ください。

### (4) 【上場株券等の返還方法】

後記「9 その他買付け等の条件及び方法」の「(1)法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2)公開買付けの撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買い付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を公開買付期間の末日の翌営業日から起算して4営業日目(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

## 9 【その他買付け等の条件及び方法】

### (1) 【法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数(195,294,000株)を超えないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数(195,294,000株)を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。 )。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たないときは、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付け等を行います。ただし、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超えるときは、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

**(2) 【公開買付けの撤回等の開示の方法】**

当社は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の11第1項但書に基づき、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

**(3) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】**

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、前記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、当社は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに前記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

**(4) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】**

当社は、公開買付期間中、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の6第1項及び令第14条の3の8により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

**(5) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】**

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第11条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

**(6) 【公開買付けの結果の開示の方法】**

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第14条の3の4第6項及び第9条の4並びに府令第19条の2に規定する方法により公表します。

**(7) 【その他】**

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

当社は、ソフトバンクとの間で、平成27年4月28日付で、本公開買付けにソフトバンクが保有する当社普通株式387,440,000株(保有割合:33.63%)の一部である本応募株式(188,235,200株(保有割合:16.34%))を応募する旨の公開買付応募契約を締結しており、かかる応募の前提条件は存在しません。また、当社は、ソフトバンク及びソフトバンクモバイルより、本公開買付け後も同社らが保有することとなる当社普通株式(当社が本公開買付けにより本応募株式の全部の買付け等を行った場合には272,604,800株(保有割合:23.66%))は、本書提出日現在において、継続的に保有する方針であるとの説明を受けております。

#### 支配株主との取引等に関する事項

##### (イ) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

ソフトバンクは、当社の親会社であることから、本公開買付けによる同社からの自己株式の取得は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定められる支配株主との重要な取引等に該当します。

当社がコーポレート・ガバナンス報告書(最終更新日:平成27年3月31日)で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本公開買付けの適合状況は、以下のとおりです。

同指針では、「当社は、親会社等との全ての取引等につきまして市場価格を勘案し一般取引先条件と同様に決定していることから、親会社等との取引等を行う際における少数株主の権利は保護されているものと考えております」としておりますが、当社は、本公開買付けによるソフトバンクからの自己株式の取得に際して、少数株主の保護の観点から、下記「(ロ)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」に記載の措置を講じております。

##### (ロ) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性及び取引の透明性の観点から、株主の皆様が公開買付期間中に市場価格の動向を見ながら応募する機会を確保できる本公開買付けの方法により実施することとしております。

また、当社は、本公開買付価格の決定に際し、価格決定における公正性を担保するため、当社から独立した第三者算定機関であるブルータスに当社普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成27年4月27日付で本株式価値算定書を取得したうえで、同社から本公開買付価格が一定の条件の下に少数株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しております(なお、本株式価値算定書に記載された算定結果の詳細は、前記「4 買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数」の「(2)買付け等の価格等」の「算定の基礎」をご参照ください。)

さらに、当社は、本公開買付けに関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、当社から独立したリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本公開買付けに関する意思決定過程及び意思決定方法の留意点について、法的助言を得ております。

平成27年4月28日に開催の当社取締役会においては、孫泰蔵及び大庭則一を除く全ての取締役が出席し、その全員一致で、当社が本公開買付けを実施することを決議するとともに、当該取締役会に出席し、本公開買付けに関して利害関係を有しない監査役は、いずれも、本公開買付けに関する議案の承認について異議がない旨の意見を述べております。なお、本公開買付けに関して、当社の代表取締役会長である孫泰蔵は、ハーティスの業務執行社員である有限会社Belleisleの職務執行者を務めていることに鑑み、また、取締役大庭則一は、ソフトバンクの財務部部長補佐兼財務管理グループ長を兼務していることに鑑み、いずれも利益相反の疑義を回避する観点から、本公開買付けに関する議案の審議及び決議には一切参加しておらず、かつ、当社の立場においてソフトバンクとの協議・交渉にも一切参加しておりません。

また、下記「(八)当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」のとおり、当社は、ソフトバンクとの間に利害関係を有さず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない当社の独立役員である社外監査役3名(安藤陽一郎、上原浩人及び蒲俊郎)より、本公開買付けが当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見書を取得しております。

(八)当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、ソフトバンクとの間に利害関係を有さず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない当社の独立役員である社外監査役3名(安藤陽一郎、上原浩人及び蒲俊郎)に対し、本公開買付けは当社の少数株主にとって不利益なものであるか否かを諮問しました。当該社外監査役は、当社取締役会での検討を含め、当社から、本公開買付けの目的及び経緯、本公開買付け価格の算定方法その他の諸条件、本公開買付けに関する当社の意思決定における手続の適正性・公正性等についての説明を受け、検討を行いました。その結果、当社は、当該社外監査役より、平成27年4月28日に、本公開買付けは、( )当社の事業上又は財務上の観点から不合理なものと認められないこと、( )株主間の平等性及び取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、自己株式の具体的な取得方法については、少数株主にも一定の検討期間を与えた上で市場価格の動向を見ながら応募する機会が確保されている公開買付けの手法によって行われ、また、本公開買付けの内容も、株主間の平等性及び取引の透明性の観点からソフトバンク以外の株主にとって特段不利益な内容ではないこと、( )本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可及的に抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格を本公開買付け価格としており、ソフトバンクに特に有利な条件での取引には該当しないこと、( )当社の意思決定過程における恣意性を排除するための措置として合理的な措置がとられていることを総合的に判断して、当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見書を取得しております。

当社は、平成27年4月28日付で「平成27年12月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく当社の四半期決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを受けておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

平成27年12月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)の概要

(平成27年1月1日～平成27年3月31日)

) 損益の状況(連結)

会計期間	平成27年12月期 (第1四半期連結累計期間)
売上高	44,618百万円
売上原価	14,392百万円
販売費及び一般管理費	6,545百万円
営業外収益	117百万円
営業外費用	22百万円
四半期純利益	15,128百万円

) 1株当たりの状況(連結)

会計期間	平成27年12月期 (第1四半期連結累計期間)
1株当たり四半期純利益	13.18円
1株当たり配当額	

当社は、平成27年4月28日付で「平成27年12月期 第1四半期決算の前年同期実績からの差異のお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく当社の平成27年12月期決算(平成27年1月1日～平成27年3月31日)の前年同期実績との差異の概要は以下のとおりです。なお、詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

平成27年12月期第1四半期決算(連結)と前年同期実績(連結)との差異の概要

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1株当たり四半期純利益
今回発表業績(A) (平成27年12月期第1四半期)	44,618	23,680	23,775	15,128	13.18円
前年同期実績(B) (平成26年12月期第1四半期)	49,909	28,789	28,095	17,063	14.83円
増減額(B - A)	5,290	5,108	4,319	1,934	1.65円
増減率(%)	10.6%	17.7%	15.4%	11.3%	11.1%

当社は、平成27年4月28日付で「株式報酬型ストック・オプション(新株予約権)の募集事項等の決定に関するお知らせ」を公表しております。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

当社は、平成27年4月28日付で公表した「平成27年12月期 第1四半期決算の前年同期実績からの差異のお知らせ」でお知らせしておりますとおり、JASDAQから本則市場(東京証券取引所市場第一部又は市場第二部)への市場変更プロジェクトを立ち上げ、市場変更に向けた準備を鋭意進めており、本公開買付けに係る公開買付期間の終了後、平成27年6月中を目処に、市場変更の申請を行う予定であります。

## 第2 【公開買付者の状況】

### 1 【発行者の概要】

- (1) 【発行者の沿革】
- (2) 【発行者の目的及び事業の内容】
- (3) 【資本金の額及び発行済株式の総数】

### 2 【経理の状況】

- (1) 【貸借対照表】
- (2) 【損益計算書】
- (3) 【株主資本等変動計算書】

### 3 【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)						
	平成26年 10月	平成26年 11月	平成26年 12月	平成27年 1月	平成27年 2月	平成27年 3月	平成27年 4月
最高株価	522	465	566	520	436	479	476
最低株価	403	439	435	398	388	400	427

(注) 平成27年4月については、平成27年4月28日までのものです。



#### 4 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

##### (1) 【発行者が提出した書類】

###### 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第17期(自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日) 平成26年 3月25日関東財務局長に提出  
事業年度 第18期(自 平成26年 1月 1日 至 平成26年12月31日) 平成27年 3月23日関東財務局長に提出

###### 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第19期第 1 四半期(自 平成27年 1月 1日 至 平成27年 3月31日) 平成27年 5月 8日に関東財務局長に提出予定

###### 【訂正報告書】

訂正報告書(上記第17期有価証券報告書の訂正報告書)を平成26年 3月27日関東財務局長に提出

##### (2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社  
(東京都千代田区丸の内三丁目 8 番 1 号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

#### 5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。